（※２）「本人に通知」については、２－10（本人に通知）を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（規則第７条第１項第２号）。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

事例１）本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合

事例２）本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合

事例３）本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合

事例４）電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

（※３）届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない（規則第７条第２項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない（規則第７条第３項）。また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならず、当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（※４）「本人の同意」については、２－12（本人の同意）を参照のこと。

（※５）法第15条第１項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

（※６）基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、個人情報取扱事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」については２－11（公表）を参照のこと。

（※７）「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先（事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

３－４－２－２　オプトアウトに関する事項の変更（法第23条第３項関係）

法第23条（第３項）

３　個人情報取扱事業者は、前項第２号、第３号又は第５号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

規則第７条、第８条及び第10条

（略）（３－４－２－１（オプトアウトに関する原則）参照）

個人情報取扱事業者は、法第23条第２項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、提供される個人データの項目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更に当たってあらかじめ（※１）、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※２）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない（※３）。

なお、個人情報取扱事業者は、法第23条第３項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表（※４）するものとする。

（※１）「あらかじめ」の具体的な期間については、３－４－２－１（オプトアウトに関する原則）を参照のこと。

（※２）「本人に通知」については、２－10（本人に通知）を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」については、３－４－２－１（オプトアウトに関する原則）を参照のこと。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。

・変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。

・本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること。

（※３）届出の方法等については、３－４－２－１（オプトアウトに関する原則）を参照のこと。

（※４）「公表」については、２－11（公表）を参照のこと。

３－４－３　第三者に該当しない場合（法第23条第５項・第６項関係）

法第23条（第５項）

５　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

⑴　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

⑶　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

次の⑴から⑶までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第23条第１項から第３項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

⑴　委託（法第23条第５項第１号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第22条により、委託先に対する監督責任が課される（３－３－４（委託先の監督）参照）。

事例１）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合

事例２）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合

⑵　事業の承継（法第23条第５項第２号関係）

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない（３－１－４（事業の承継）参照）。